

公益財団法人日本ソフトボール協会 アスリート委員会規程

第1条（目的）

当規程は、公益財団法人日本ソフトボール協会（以下、「当法人」という）定款第9章に定める専門委員会について、専門委員会規程第8条に基づき設置されたアスリート委員会（以下、「委員会」という）の運営に必要な事項を定め、競技者の視点から当法人の施策について意見を具申するとともに、ソフトボール競技の発展のために活動することを目的とする。

第2条（所管事項）

委員会は、次の事項を所管する。

- 1) 競技者を取り巻く活動環境に関すること
- 2) 競技の普及、発展に関すること
- 3) 社会における競技者の役割に関すること
- 4) 国際交流における競技者の役割に関すること
- 5) その他、委員会の目的を達成するために必要なこと

第3条（委員）

委員会に、次の委員を置く。

- (1) 委員長 1名
 - (2) 副委員長 1～3名
 - (3) 委員 若干名
- 2 委員長は理事から、委員は理事又は選手として活動した経験を持つ者から選任し、理事会の決議を経て会長が委嘱する。
- 3 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。

第4条（任期）

委員の任期は、委嘱の日から開始し、当法人理事の任期と同じく終了する。ただし、再任を妨げない。

第5条（報酬）

委員の報酬は、無報酬とする。

第6条（委員会）

委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

2 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

3 委員会の議事は、委員の合意により決定する。

4 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

5 当規程に定めるものの他、委員会の目的を達成するために必要な事項は、委員会の決議を経て定める。

6 委員長は、議事の必要に応じて委員以外の者をオブザーバーとして出席させることができる。

第7条（改 廃）

当規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

当規程は、平成28年6月26日から施行する。